

**法人税に係る確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の
延長の処分等の届出書（第 12 号様式） 記載の手引**

（平成 22 年 8 月改正）

- 1 この届出書は、次に掲げる「届出をする場合」に該当する法人（②及び④の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人並びに③の届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含みます。）が、それぞれの提出期限までに、本都内における主たる事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）の所在地を所管する都税事務所長又は支庁長に 1 部を提出してください（本都と他の道府県とに事務所等を有する法人にあっては、本都に本社が所在する場合に限ります。）。

届 出 を す る 場 合		提 出 期 限
①	法人税法第 75 条の 2 第 1 項（同法第 145 条において準用する場合を含みます。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長された場合（同法第 75 条の 2 第 6 項（同法第 145 条において準用する場合を含みます。）において準用する同法第 75 条第 5 項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含みます。）	当該申告書の提出期限の延長の処分があった日の属する事業年度終了の日から 22 日以内
②	法人税法第 75 条の 2 第 3 項（同法第 81 条の 24 第 2 項及び第 145 条において準用する場合を含みます。）の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分があった場合	当該取消し又は変更の処分があった日の属する事業年度又は連結親法人事業年度終了の日から 22 日以内
③	法人税法第 75 条の 2 第 5 項（同法第 81 条の 24 第 2 項及び第 145 条において準用する場合を含みます。）の規定により同法第 75 条の 2 第 5 項の届出書を提出した場合	当該届出書を提出した日の属する事業年度又は連結親法人事業年度終了の日から 22 日以内
④	法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長された場合（同法第 81 条の 24 第 3 項において準用する同法第 75 条第 5 項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。）	当該申告書の提出期限の延長の処分があった日から 7 日以内
⑤	連結親法人が法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定により提出期限の延長の処分を受けている期間内に、同法第 4 条の 3 第 10 項又は第 11 項の規定により同法第 4 条の 2 の承認があったものとみなされた場合	当該承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度終了の日から 22 日以内

- 2 「平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで」の欄は、1 ⑤の場合には、法人税法第 4 条の 3 第 10 項又は第 11 項の規定により同法第 4 条の 2 の承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度を記載してください。

- 3 様式中 「事業年度分 連結事業年度分 から 法人税の確定申告書 法人税の連結確定申告書」となっている箇所については、届出の内容によって不要文字をまっ消してください。

- 4 様式中五段書きになっている箇所については、届出の内容によって不要文字をまっ消してください。ただし、1 ②の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり指定にかかる月数が変更された」とあるのは「連結親法人について下記のとおり指定にかかる月数が変更された」と、「その延長の処分が取り消された」とあるのは「連結親法人のその延長の処分が取り消された」と、1 ③の場合において連結子法人が記載するときは、「その適用を受けることをやめた」とあるのは「連結親法人がその適用を受けることをやめた」と、1 ④の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり延長の処分があった」とあるのは「連結親法人について下記のとおり延長の処分があった」と読み替えて不要文字をまっ消してください。

- 5 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄は、下の表の左欄の区分に応じ、それぞれに定める法人が記載してください。

区 分	記 載 す る 法 人
1 ②及び④の場合	当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人
1 ③の場合	当該届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人
1 ⑤の場合	当該処分を受けた法人

- 6 「支店等所在地」の欄は、本都以外の道府県に所在する支店等（同一道府県に 2 以上の支店等がある場合は、主たる支店等）の名称及び所在地を記載してください。

なお、この欄に書ききれない場合には、適宜、別紙を作成し添付してください。

※ この記載の手引中、用語の定義は次のとおりです。

用 語	定 義
連結完全支配関係	法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係
連結親法人	同条第 12 号の 7 の 2 に規定する連結親法人
連結子法人	同条第 12 号の 7 の 3 に規定する連結子法人
連結親法人事業年度	同法第 15 条の 2 に規定する連結親法人事業年度